平成２６年（フ）第６０８号
京都府宇治市神明宮北101番地の４
債務者　井上　礼子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６１５号
京都府京田辺市三山木野神107番地　イーグルハウス112号、前住所京都府城陽市富野堀口89番地の36
債務者　秀光電気こと　鹿島　秀人
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６４２号
京都府八幡市男山弓岡５番地―Ｂ９―501
債務者　中島　智美
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６４３号
京都府長岡京市神足１丁目６番３号
債務者　諸事津也子（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６５３号
京都市北区衣笠高橋町40番地　衣笠グリーンハイツ610号
債務者　湯淺　浩志
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１３号
京都府宮津市字蛭子1075番地
債務者　山添シズ子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第４２９号
大阪府富田林市川向町３―１―204、住民票上の住所奈良県橿原市城殿町248番地　西田ハイツ３
債務者　岩城　弘治
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４５２号
堺市北区新金岡町５丁９番107号　パルコプレッソ101号
債務者　今元　信一
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４５５号
大阪府藤井寺市藤ヶ丘２丁目11番18号
債務者　田中みゆき
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４６８号
大阪府高石市千代田３丁目12番21号
債務者　齋藤　新二
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４８７号
大阪府羽曳野市高鷲10丁目10番10号
債務者　富永九州男
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２５４号
熊本市東区沼山津１丁目23番38号　アップルハウス秋津町102、前住所熊本市東区尾ノ上１丁目27番17号　ミルズ尾ノ上204
債務者　豊福利江子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３２７号
熊本市中央区保田窪１丁目１番51―203号　モンパレ上水前寺、前住所熊本市東区東町３丁目６番34―16号　県営住宅34―16
債務者　田中　祐香
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３３２号
熊本県宇土市馬之瀬町713番地２　ディアコート205、前住所熊本県宇土市走潟町1084番地５
債務者　岩永　初代
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１５０号
沖縄県那覇市古波蔵４丁目10番５―706号　大蔵マンション
債務者　来間　美郷（旧姓譜久村）
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３２号
北海道岩見沢市駒園８丁目３番１―508号　駒園グランドハイツ
債務者　加賀谷澄子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第３８号
北海道空知郡南幌町栄町４丁目３番７―201号
債務者　朝鳥　幹男
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部